令和３年度九州ブロック担当者会同

『業務部会』

座長　長崎会　業務部長　竹永 智彦

A		官公署の境界立会等
1	提案議題	九州地方整備局の境界立会について（鹿児島会）
	提案理由	国道３号線・国道 10 号線の境界立会について他県での状況を確認したい。 鹿児島県では、依頼地の接道が国道３号線・国道 10 号線であった場合に下記の問題があり、会員からの状況報告と改善要望の意見がある。 ①　鹿児島では、窓口である民間（コンサル）から境界立会に必要な作業内容やマニュアルも明示されず、年々作業が煩雑になる状況が続いている。また、会員間での情報交換では、その都度要望される内容が異なっている。 ②　地積測量図やその他の資料があったとしても、現況（既存杭や縁石、側溝、舗装等の構造物）を重視する主張が多くみられ、結果として現況で境界確認されることがある。（公物管理界の協議のみがなされている） ③　①②の結果、接道が県道・市道の場合に比べて見積額も高額になっている。 鹿児島会の対応としては、理事会での協議や政治連盟を通じて何らかの対応を試みることも検討したが、全国的な問題であるという認識から現在は立ち消えになっている状況である。各会の状況と、どのような対応をされているか確認したく教えていただきたい。
2	提案議題	昭和 40 年代頃から昭和 60 年代頃に国土調査が行なわれ地籍図として法務局備付地図（14 条地図）が備え付けられている地区の法定外公共物境界承認（境界立会）の対面土地地権者の承諾について（長崎会）
	提案理由	近年、長崎県内の市町が管理する法定外公共物の境界承認（境界立会）申請を行なうにあたり、申請地地先里道、水路等の対面地地権者の承諾を求められるケースが少なからず増えている。理由としては、地籍図の精度の問題等で現在の現況との整合性が確認できないために対面地の承諾を必要としたいとの事。各会におかれましても昭和の時代に国土調査が行なわれている地区につきましては、同様なケースが市町村から求められているものか現状をお伺いしたい。
3	提案議題	官公署の境界承認（境界立会）申請の添付書類について（長崎会）
	提案理由	官民境界承認（境界立会）申請について、近年、官公署から求められている書類が多くなっていると思われる。市町村においては県の指針を参考に、県は国の指針を参考にしている流れがあるようである。添付書類においては、申請地については法務局証明付きの全部事項証明書が必ず要求される、断面図を要求（場合によっては細かい指定）されるなど、現在のコンピュータ化や座標管理がしっかり出来ている時代に逆行している要求が見られるとの意見が会員間でもある。各会においてもそのような添付情報の負担が増

		えてきている状況であるか現状をお伺いしたい。 また、このような状況を踏まえて長崎会においては県の出先機関、市単位で官公署との境界協議を行っている支部もあるが、各会ではどのような対応をされているか現状をお伺いしたい。

	福岡会	A-1 境界協議の事跡として道路幅員記載の指示以外は多くの資料の提供を求められる等の要望は存在しない。会員からの意見としては、１級河川との境界確認の際に、立会者全員を一斉に確認するよう要望され、その際に代理人としての対応は、親族のみしか認めない等を指示されたケースがある。道路境界線は青線で、筆界は赤線で図示し確認を行っている。以前に、福岡県用地対策連絡協議会が発行していた、建設省所管国有財産事務の手引きが存在していた。 A-2 市区町村によって様々だが、半数程の市区長村で対側までの確認を行っておいる。また、通常は対側までの確認を要しない市区町村でも、地図の精度が低い場合や道路認定無いもの、道路幅員が 4M 以下、構造物のない道路水路等は、境界協議申請時に重ね図の作成等を添付して、役所担当者と打ち合わせを行い判断している。 A-3 市区町村によって様々であるが、境界協議書の添付書類については、現地にて担当者と協議を行い、必要な場合（幅員や現況構造物等で確認した場合）は断面図を添付している。また、道路については、道路台帳がある際には、道路幅員の確認のために断面図を指示される場合がある。さらに、断面図を必ず求める役所もある。なので、役所の担当者次第だが、断面図の必要性について確認しても、協議書の添付書類として記載がある等の回答も聞きくが、臨機応援に対応をいただきたいものだと考える。登記事項証明書については、添付を求められる役所もあるが、大半は登記情報に原本に相違なき旨を記入し、本職において証明することで対応している。また、国や県については、登記事項証明書を求めるケースが多い。
	佐賀会	A-1 県道・市道と比較すると手続きや書類的な煩雑さは同意見であり、決済までの時間は 1 か月程度と長くなっている傾向があると思われる。地域的なものより担当官の判断による場合もあるかと思われる。 A-2 幅員が狭い対測地の場合、申請地の境界によっては対測地に影響が出るという理由で立会確認を求められた事が以前あった。国土調査の場合はまれ。 A-3 申請地の全部事項証明書については市町によって異なると思うが要約書でよいことが多い。国道については全部事項証明書を要求されることが多い。 断面図については求められる事もあるが、細かい指定までは求められていない。
	長崎会	A-1　長崎会において九州地方整備局が所管である国道は、国道 34 号、国道 35 号があるが、当会についても会員の情報によれば地積測量図が法務局に備え付けられている場合でも、当該地積測量図と現況の構造物等で相違がある場合は、地積測量図の資料よりも現況構造物を重視する傾向が見られる。差異がある場合は程度、事案にもよるが、現況で境界を確認するようにお願いをされるケースが殆どであると聞いている。この結果をもとに登記を伴う場合は法務局とも申請のまえに事前協議や相談を行っているケースがあるとの情報を得ている。また、申請に伴う負担としては、申請境界点全点での断面図の作成、所管の国道事務所が指定している公共基準点で測量していない場合（街区基準点、GNSS 等の観測成果）は、必ず指定の基準点での測量成果の座標値も併記するなどの要求があるとの情報を会員の中で得ている。長崎会としては現時点で、九州地方整備局との国道の境界立会について申請する事案がそこまで多いとも言えず、会としての協議は検

		討していない。各支部単位では、国道事務所については協議を行っている支部は聞いていないが、三桁国道の所管の県、市町村単位では、毎年１回境界協議を行っている支部がある。 A-2 長崎会からの提案議題 A-3 長崎会からの提案議題
取組	熊本会	A-1 ①国道３号線の境界確認は、国土交通省の国道維持出張所が管轄ごとに境界立会を行っている。ある程度マニュアル化されており、以前調査の際に窓口で立会申請の様式等が示され、メールのやり取りなどで内容のチェックをしてくれるなどの対応もしてくれる。(民間企業（福岡の企業）が窓口業務の受託をして対応している。)提出する図面も他役所と大きな違いはなく作業もどちらかと言えば簡素化されている。申請に関して、他役所と違い実印と印鑑証明書の添付を求められる。②ほぼ丈量図等で管理されており、丈量図の通り境界標識が設置されているが、国道の構造物に境界標識が設置されていることが多いため現況による確認を求められることも多い。③会員から、国道の立会について費用が高額化する等の話は上がってない。 A-2 熊本市役所は、長狭物の境界確認を行う場合、対向地の確認を求め、境界及び幅員で管理を行っている。昭和４０年代以後の平板測量の地図も存在するが、同様に対向地の確認を求めている。熊本市が管理する戦災復興区画整理の図面などで、道路幅員が示されており、２２ｍ幅員の道路についても対向地の確認を求めていたため、市役所と調査士会熊本支部が協議し、測量誤差について理解を求め現在は、ケースにより片方の境界確認で済む様になった。 A-3 熊本では、国道を含め登記情報提供サービスの情報を出力したものを添付して申請が可能である。確定情報の提出は、座標値、平面図、断面図程度であるが、これは役所により異なり、座標と平面図のみでよい場合もある。 熊本支部では、年２回、熊本市道路行政担当課との協議会を行っている。また、市役所内で毎月行われる土木センター会議にオブザーバーとして熊本支部役員が出席し、意見交換を行っている。
	大分会	A-1 ①国道の立会についてのマニュアルなどは把握していない。確認書提出前に事前に書類のチェックが入り、修正後に正規の確認書の提出をしている。幅員及び断面は求められる。申請人の印鑑証明書までは求められない。②国道敷であるため、構造物と境界と一致する箇所が多く問題となる話は多くないと思うが、地積測量図との相違があり解決に時間がかかった案件についての話も聞いている。③見積金額についての状況については把握をしていない。 A-2 座標値のない地図の場合には、長狭物の対面同意はほとんどの官公署で求められている。 A-3 ほとんどの官公署では添付書類として全部事項証明書を添付し、確認書への断面図の添付もしている。官公署との境界確認手続きに対する協議は支部で行っているところがある。
	宮崎会	A-1 ①鹿児島と同様に宮崎でも窓口は民間となっている。宮崎国道事務所について書式は統一されている。②公差の範囲内であれば、現況において確認する場合もあるが基本、地積測量図その他の資料など筆界として認定しうる箇所において

		確認を行っている。③宮崎国道事務所の境界確認協議書は他の官公庁より枚数も多く、見積金額は高額になっている。期間については申請を出してから 1 か月程度。 A-2 宮崎県内の市町村の中で宮崎市が幅 4m以下の里道・水路の場合、対面地権者の同意が必要であるが、市が保管している立会査定記録や法務局保管地積測量図において数値による復元が可能であり現地に境界標が現存する場合は省略可能である。その他の市町村は担当者と協議の上、確認が必要と判断した場合のみ行っている。 A-3 宮崎会では近年そのような添付情報の負担はない。
	鹿児島会	A-1 鹿児島会からの提案議題 A-2 鹿児島市では同様に国土調査地域であっても対面地地権者の承諾を求められる。その他の地域では、国土調査地域（年代別にかかわらず）での法定外公共物の境界承認（境界立会）申請について対面地地権者の承諾を求められることはない。 A-3 市町村によりさまざまだが、隣接地・法 14 条地図・地積測量図などは登記情報提供サービスの印刷データでも認められるケースがある。A-1 にて議題にしている国道事務所を除いて、特に負担が増えたという意見は聞いていない。県単位・市単位での協議については、今回の質問とは異なる点で霧島市と協議を行っている。（筆界と現況が一致しない場合の考え方について・未登記道路について）
	沖縄会	A-1 沖縄の場合は、沖縄総合事務局です。窓口は民間となっている。手続きはそれほど汎雑ではなく、申請を出してから 1 か月以内には決済される。 A-2 沖縄では、市町村も県も国道も対側地の承諾までは求められていない。 A-3 添付書類の事項証明書も登記情報サービスからの事項証明書でも大丈夫である。官公署からの要望が増えているという話も会員からはない。
	まとめ	A-1 他単位会においては、境界確認の手続きについて差異はあるものの、ある程度マニュアル化されており、窓口及び担当の相違により極端に手続きが煩雑になるという事例は無かった。申請から決済までの期間はおおむね 1 か月以内と同様の報告内容であった。 A-2 特に字図地域では、道路幅員 4m以下、構造物の無い里道・水路については対側地まで確認をする方が望ましい。国調地区においては、臨機応変に官公署の担当者と協議を行って判断すべきである。 A-3 福岡会・大分会・熊本会・鹿児島会は、官民境界承認（境界立会）申請の添付書類それぞれの要否を官公署と協議を行っている。佐賀会・宮崎会・沖縄会は、官公署から添付書類に負担を感じるような要求はされておらず、協議を行うほどではない。特に宮崎会では、調査素図に所有者住所氏名等の記載をして登記情報の添付自体を省略している。大分会・熊本会・宮崎会は、確定情報に境界標の写真を添付しなくてもよい。

B		14 条地図等
1	提案議題	著しく精度が悪い地籍調査図について（宮崎会）（沖縄会）
	提案理由	宮崎県は著しく精度が悪く復元性のない地籍図が地図として備え付けられており、実務上弊害となっている。このことから、法務局へ実態調査を行うよう要請し地図としての指定を外すなどの対応をしていただくことが望ましいと考えるが、各会において実際に地図の指定から外された事例があれば、どのようにして外されたのかお教えていただきたい。 沖縄県土地対策課による地籍調査の際の成果図面と 0.5m～3.0m程度のずれがある法１４条地図が法務局に備え付けられている。当会では、ずれの原因は法務局側にある事を把握しているため、その法１４条地図の閉鎖について法務局と協議を行ってきたが、未だ解決出来ていない。各会で似たような事案を解決した事例が有れば参考にしたいのでご教授願いたい。
2	提案議題	街区基本調査成果図と指定された区画整理図や土地改良図の業務上の取り扱いについて（宮崎会）
	提案理由	街区基本調査図は街区測点を利用し、公図に補正をかけているところもあるようである。一部ではあるが、境界とズレのある現況の隅切りなどを街区測点とし補正していることから、街区内の境界において原図は一致するのに、公開されている街区基本調査図はズレが生じている。各会において街区基本調査図の問題（基本調査図の隅の座標を利用し復元を行いトラブルになったなど）や検証・指導などを行われているところがあれば、教えていただきたい。
3	提案議題	法務局備付地図（14 条地図）の分筆に伴う地図の切込みが良好でないことによる地図訂正について（佐賀会）
	提案理由	法務局備付地図（14 条地図）の分筆に伴う地図の切込みが良好でないことが原因で、測量図と誤差がある場合は、地図訂正ではなく職権にて訂正してもらいたいと考えるが、各会の支局・出張所により取り扱いが違うのか教えていただきたい。また、コンピューター化による弊害もあるのか知りたい。
4	提案議題	法務局備付地図（14 条地図）の作成年月日及び備付年月日について（佐賀会）
	提案理由	法務局備付地図（14 条地図）の閲覧等の際、作成年月日及び備付年月日が記入されていないことが多い為、法務局には確実に行って頂きたいと考えるが、各会ではそのような事例があるか、またその場合、法務局に記入等の要望したことがあるか知りたい。

	福岡会	B-1 １４条地図の閉鎖について実施されたケースは存在していない。また、法務局との連絡協議会でも協議を行った実績があるが、法的に認証しているものを閉鎖することは容易でない旨の確認を行った経緯がある。また、精度が著しく低い地図については、地図を備付ている法務局も認識しており、航空写真と地図の重ね図等を作成し個別相談で対応している。また、理由の一つとして、精度の低い１４条第１項地図を閉鎖するには、部分的ではなく、全域が著しく制度が低いことを証明しなければならず、証明するための測量等予算がかかる等で法務局は消極的になっている。 B-2 街区基本調査図は一部の地域で存在しているが、地図に準ずる図面である。 B-3 法務局備付の地積測量図があれば、職権にて対応をしている。また、職権にて対応をしていただけないのであれば、地図訂正を行わずに、土地地積更正登記や土地分筆登記を申請している。但し、法務局備付の地積測量図があるのが前提である。 B-4 昭和４０年から５０年代に作成された地域のものに良く見かける。原図が法務局に保管されていて、原図に記入があれば登記官より記入していただけると思われる。記入がなければ不明の場合もあると思われる。また、地図の原図を保管している役所も多く、作成年月日等はそちらでも確認できる可能性もあると思われる。
	佐賀会	B-1 佐賀会でも古い国土調査の１４条地図は精度がよくないものもあるが、指定を外された事例はない。 B-2 街区基本調査図については把握していない。 B-3 佐賀会からの提案議題 B-4 佐賀会からの提案議題
	長崎会	B-1 長崎県においても著しく精度が悪く現地と一致しない地籍図が地図として備え付けられている地域が実際にあり、その場合の実務上の弊害になっていることは確認できているが、今のところ個別案件として会員によっては登記が必要になる場合は１４条地図の精度についての相談は行ったことは聞いているが、１４条地図の指定から外された事例、指定から外すように協議を行うに至ってはいないのが現状である。また、会として今後、実際に協議を行うように検討するまでには至っていない。 B-2 長崎県内としては、現在までにおいてはこのような事象はない。今後このような事象がでできた場合は、当然問題となり対応を協議するべきだと考えるので、他県会の事例の情報収集に努めたい。 B-3 長崎会としても登記官による職権にて訂正していただくべきだと考えるが、各会の支局・出張所による取り扱いよりも、個別事案として各登記官の見解もあるため、毎年登記官の移動があることにより支局・出張所においての統一的な取り扱いの把握は困難であると考える。また、コンピュータ化による弊害についてはないとは断定できないが、現時点で会員からの報告、相談、法務局との協議要請はない。 B-4 作成年月日、備付年月日の両方記載、どちらかのみ記載、両方未記載の場合と地区ごとに様々であり、長崎会もご提案のとおり法務局には確実に行っていた

取組		だきたいのが望ましいと考えるが、現時点で会員から業務上での弊害があるなどの相談も受けておらず、法務局に要望をしたことはない。今後、会員間でそのような要望がでた場合には法務局との協議を視野にいれたいと考える。
	熊本会	B-1 熊本においても制度の粗悪な地図（昭和４０年代ごろの地籍調査図面、土地改良図面など）が存在するが、地図の指定から外されたケースはない。 １４条指定がなされている南阿蘇地域では、地域全体に１m以上の差異が確認されている。これは１４条指定がなされた後に、別荘地として開発された土地が、東方向に１m以上ズレて造成工事がなされ、３０年以上が経過している。 １４条指定がされている為、ＧＮＳＳ機器を用いての測量を行い、境界復元しても現況とはまったく整合せず立会も成立しない。この事実を法務局は把握していてもそれでも１４地図指定は外せないとのことである。 B-2 街区基本調査の成果と過去立会記録・法務局地積測量図とが一致しない場合があり、立会のやり直しをよぎなくされるケースが認められる。会員からそのような情報があれば、熊本支部では協議会、センター会議の場で協議をしている。 B-3 明らかに法務局の間違いである場合は、相談すると職権で訂正されるケースがほとんどである。法務局も誤りを是正するために迅速に対応してくれる。 B-4 同様のケースはない。
	大分会	B-1 以前、大分県内において法務局と協議を行い１４条地図から字図に変更した地区があったことは聞いている。ただ、１４条地図の備付を進めている国の方針と合わない為、今後このような対応は出来ないとの話であったと思う。大分会では、精度の悪い地図地域での業務を行う場合には、個別事案ごとに登記官と協議を行い問題を解決することとしている。 B-2 昨年度の法務局との協議会にて、街区基本調査図については街区点と公図の点とで補正をかけていることを確認し、当該地区での作業時には原図も確認して作業を行うこととしている。 B-3 １４条地図の切り込み精度の悪いものについては会として把握をしていない。法務局の切り込みのミスということであれば、地積測量図を確認して職権で訂正できるのではないか？ B-4 古い地図の場合、作成年月日などが記入されていないものがあることは承知しているが、登記情報で作成年月日などがわかるため、年月日の記入のお願いなどは行っていない。
	宮崎会	B-1 宮崎会からの提案議題 B-2 宮崎会からの提案議題 B-3 登記官との協議を行い、地図訂正を職権にて行う場合と地積更正や分筆の際に地図訂正の申し出を行うことがある。支局・出張所においての取り扱いは基本同じだが、登記官との協議内容によるところもあるので上記のように取り扱いが分かれている。 B-4 地籍図については、殆どが記載されている。その他の１４条地図（古い区画整理図・耕地整理図）については記載がないものもあるが、原図の閲覧などで確認を行っている。会員よりそのような記載の要望はきていない。
	鹿児島会	B-1 １４条地図の閉鎖については、鹿児島では事例はない。今回の質問と同様の

		問題（航空写真測量の補正があった地域）について、再度国土調査を行ったが縦覧の段階で一定以上の筆界未定が出来ることを懸念して断念した例は聞き及んでいる。議題と同様の地図が法務局に備え付けられている場合、実務上は字図地域と同様の処理がなされているようである。 B-2（各委員の意見要望） 議題の件について、登記申請に支障がある報告は受けていない。検証・指導なども特に行われていない。 B-3 切込線に齟齬がある問題については、地積測量図を検証した旨報告書に記載すれば、おおむね登記申請に支障はない。もっとも登記官によっては、地図の切込線と地積測量図との齟齬について、地積測量図が間違っているのではないか？といった問い合わせを受けることもあるし、全体的な座標のズレなどコンピュータ化により既提出済地積測量図との齟齬は問題になることもある。昨年の表示登記実務連絡会でもこのような問題が出ている旨の報告はしている。切込線の職権訂正については特に協議したことはない。 B-4 作成年月日及び備付年月日が未記載の図面は鹿児島県内でも見受けられる。記入などの要望は特にしたことはない。
	沖縄会	B-1 地図の指定を外した事例は聞いたことはない。 B-3 沖縄でも地図と測量図の誤差がある場合もあるが職権で地図の訂正をお願いしたことはない。 B-4 １４条地図の作成年月日及び備付年月日の件は当会でも法務局と協議をして、記載するようにするとの調整をおこなったが、数が多いので徐々に進めていくとのこと。
	まとめ	B-1 他会でも著しく精度が悪い 14 条地図が存在している。各単位会ともこの地図の指定を外す事を法務局と協議をした経緯はある。地図の指定を外した事例は、大分会の 1 事例のみであり、事の顛末は不明であるが、法務局内でかなり問題になったという話を聞いている。結論として、この事に対応する条文が無いので、個々の筆での解消をしていくしかないのではないだろうかという意見に収束した。 B-2 街区基本調査図については、各会とも事例はほぼ無い。地図に準ずる図面という位置付けである。大分会では、法務局との協議会にて街区点と公図の点とで補正（1 筆単位ではなく街区単位での補正）をかけていることを確認している。当該地区での作業時には原図も確認して作業を行うこととしている。 B-3 字図の場合では、隣接との合致を考えた切込み図を土地家屋調査士が提供することとなるが、14 条地図の場合は、地積測量図との齟齬を法務局に相談すれば職権で訂正されるのではないだろうか。 B-4 法務局備付地図（14 条地図）の作成年月日及び備付年月日の記載の補填は、沖縄会では、記載の補填をしていただく方向で法務局と協議済み。他単位会では、登記簿により年月日の推定がきくので、要望はしていない。

C		法務局との協議等
1	提案議題	登記事務の処理日程について（佐賀会）（熊本会）
	提案理由	佐賀地方法務局管内支局・出張所において登記完了までの日程に差が有り、遅い所について早く処理できるよう法務局にお願いした経緯等が有ればお聞かせ願いたい。 熊本地方法務局管内では登記完了が大幅に遅くなったことがあり、その際に登記完了日お願いの方法など協議により取り決めをしたこともある。他の会では、どのような取り組みをされているか教えて頂きたい。
2	提案議題	法務局、関連団体との検討会について（熊本会）
	提案理由	当会では、熊本地方法務局と年に 2 回の協議会にくわえ２か月に一度、当会、熊本県司法書士会、法務局での三者検討会を行っている。三者検討会では、法務局の状勢や新しい制度についてのことなど、またお互いの要望や質問についてなど、タイムリーな内容のお話合を行っている。他の会では、どのような取り組みをされているか教えて頂きたい。
3	提案議題	官公署発注用地業務の名義貸しの件（沖縄会）
	提案理由	官公署委託業務の受注者が非調査士（測量・コンサル業者等）であり、その業務の全部または一部が調査士法第３条業務であった場合の法的解釈等について法務局と協議したことが有るかお伺いしたい。（今後、沖縄会は法務局と協議し、法務局見解を照会・回答の形態で文書として入手し、官公署への PR を計画している。）
4	提案議題	乙号申請の旧土地台帳附属地図等の謄本請求について（佐賀会）
	提案理由	登記手続に関わる資料調査をする際、登記関係の記録を取得する乙号の窓口申請をしますが、古い紙の台帳等の謄本を請求した際に、元本がシワの寄った薄い和紙で折り重なっていた場合にそのまま複写され、必要な記録が写っていない状態で発行されるケースがあり、再度シワを伸ばした状態のものを請求する等、二度手間になる時がある。手間かも知れないが、昔良くやっていた薄い和紙に裏紙（白いコピー用紙）をあててコピーした上で、綴じる前に文字判読できるか全体を目視確認して発行して頂けたらと思うことがあり、出来るだけ心遣いのある丁寧な業務を「民間委託されている会社」に指導、またはお願いして頂きたいところである。民間委託会社のため指揮命令系統に法務局がないというのは理由にならず、また何も知らずに外から訪れる一般利用者にとっては法務局の中は官民の職員の区別は解らないと思われる。各会での状況をお聞かせ願いたい。

	福岡会	C-1 年に１回以上は、福岡法務局との事務連絡協議会を開催しており、登記完了に大幅な遅延がある管轄登記所については、早急な対応を要望している。また、管轄登記所の支部長からも早急な対応の改善を要望している。また、昨年のコロナ遅延の際、政治連盟から地元の国会議員にお願いして処理を早めてもらった経緯がある。 C-2 法務局とは、年に１度は事務連絡協議会を開催しており、個別な確認事項等がある際には、随時法務局との対応を行っている。また、昨年度は主席登記官が熊本から来られており、法務局と司法書士と土地家屋調査士の三者協議がなされたが、今年度は開催の予定はない。昨年度の内容としては、登記照会書の様式変更、補正を無くすための工夫等が協議された。 C-3 年の一度、３箇所程度の法務局を対象に、土地家屋調査士法第６８条の調査を行っており、官公署の職員が申請した際には、本人申請となり名義貸しにはあたらないことになっている。但し、代理人としてコンサルが申請したものに関しては、非調査士行為として違法行為にあたると認識している。また、１０年程前に、公嘱協会の対応により各市町村の担当課を訪問し、上記の内容についての説明を行っている。 C-4 乙号申請の民間委託会社に対しての要望については、法務局に直接要望を行い改善していただけるよう要望している。しかし、今回のケースについては、手間と時間を要し、無料交付であるため、すぐに改善してもらえるのかは、法務局への要望次第になると思われる。
	佐賀会	C-1 一部の出張所に於いて登記完了までの日程がかかり過ぎている旨を法務局に会長から要望と相談した結果、徐々に改善傾向にあるが、取り決めはない。 C-2 以前は司法書士会を交えた３者での事務打合せ会が行われていたが、近年はコロナの影響も有り中断していた。現在、法務局と協議を行い年度内に事務打合せ会を行う事となった。支局によって毎年事務打合会をしている支部もある。 C-3 名義貸しについては事例がない。 C-4 佐賀会からの提案議題
	長崎会	C-1 長崎地方法務局管内支局・出張所においても登記完了までの日程に差があるが、長崎会としては完了希望日など各会員の顧客からの要請により、個別の事情が強いと考えられるため、各会員が直接法務局と協議する問題であり、会として法務局と協議した経緯はない。今後、会員からの協議要請とかがあった場合は、協議を検討したいと考える。また、長崎地方法務局からの事務連絡で、オンライン申請の時、申請書の「その他の事項」欄に至急の登記処理をお願いするなどの記載をしてよいとの回答があった。 C-2 長崎会では毎年７月に長崎地方法務局（本局）との協議を行っていたが、昨年度、今年度においては新型コロナ感染拡大の影響により行っていない。熊本会の三者検討会については、情報交換等非常に有意義だと思わるので、年に１回程度は前向きに検討して働きかけて行きたい。 C-3 長崎会はこの件に関しては、法的解釈等を法務局と現在において協議はしていない。 C-4 現時点で会員からこの件に関する情報、相談は受けていないが、個別で要請

取組		をしている会員がいる可能性もある。その辺は会員間からの情報収集を行い、必要に応じて会として協議の検討をしたい。
	熊本会	C-1 熊本会では年度末には登記完了日が遅延するので、協議をしました。オンライン申請の書類審査は一度全て紙に打ちだすという事だったので、添付書類の頭に登記完了日を記載した署名無し PDF ファイルを追加して添付する取り決めとなっています。 C-2 熊本会からの提案議題 C-3 役所担当者名で作成された地積測量図が提出されている。法務局との協議は行われていない。 C-4 各会員で対処していると思うが、必要であれば閲覧するなどして土地台帳の内容などを確認している。
	大分会	C-1 数年前に登記完了に時間がかかる時期があり、登記申請時に付箋に完了希望日を記載して貼付していた。 C-2 １１月頃に制度についてなどについての協議を行う「二豊会」、１２月頃に実務についての協議を行う「表示登記実務協議会」を行っている。 C-3 規則第３９条の２項の規定による調査により、測量士が作成した地積測量図などがあった場合には法務局に違反が疑われる案件として報告している。 C-4 和紙公図の請求については、請求して出てきたものが見にくい場合には、再度出しなおしてもらうなどの対応で、特に提供時の目視確認などのお願いはしていない。
	宮崎会	C-1 宮崎地方法務局管内では大幅に遅くなったりするとの情報はない。完了を急いでいただきたい場合は、紙申請・特例オンラインは付箋をつけお願いしている。調査士方式の場合は受付番号が出た後、電話にてお願いをしている。 C-2 宮崎会は不定期ではあるが法務局と協議を年に 1 回程度行っている。 C-3 行ったことはない、官公庁委託業務でなく一般の申請については、実態調査を行い、業として行われているよう推測される者に対しては法務局より文書にて通知している。 C-4 文字判読が難しい時、宮崎地方法務局管内では証明書取得の際、原図を閲覧（写真）することができそこで判読を行っている。
	鹿児島会	C-1 奄美支部にて、登記官の病気療養のため大幅に登記完了が遅れた事例が昨年あった。要望を届けたところ、週 3 回程度の応援派遣により短縮して頂いた事例がある。このような事例の場合や、完全オンラインによる要望方法について表示登記実務連絡会で協議をしている。 C-2 鹿児島会では年 2 回　法務局との表示登記実務連絡会を開催している。その他、必要に応じて協議を行うこともある。 C-3 鹿児島会でも法務局と協議をし、正式に文書が出れば協力するとの回答を頂いている。県議団などへも相談をし、どのように対処していくか協議しているが、このことがかえって名義貸しなどの問題が起きないか？上手くいったとして調査士で対応しきれるのか？といった質問も受けている。 C-4 過去には似たようなケースがあったようだが、現在は特にクレームや意見が上がったことはない。指導要望については賛成である。

	沖縄会	C-2　当会では、那覇地方法務局と土地家屋調査士会、公嘱協会、司法書士会と合同で「桐友会連絡会」という協議の場を年に 3 回開催して協議をおこなっている。 C-3 沖縄会からの提案議題
	まとめ	C-1 外的要因により登記完了日が大幅に遅延する場合、遅延がある登記所については協議を行う事もある。法務局の対応としては、各支局から遅延する登記所に応援を派遣して、対応していただいた例がある。急ぎの案件は、紙申請・オンライン申請ともに付箋を貼り付ける方法又は電話にて登記完了日のお願いをしている。 C-2 どの会も、年 1～3 回程度の協議会を行っている。三者検討会も不定期に行っている。福岡会から「どんな内容で協議を行っているのか、またどんな解決となったのか興味が有る」との声が上がった。 C-3 官公署の職員が申請した際には、本人申請となり名義貸しにはあたらないことになっている。但し、代理人としてコンサルが申請したものに関しては、非調査士行為として違法行為にあたると認識している。現在は、作成者に測量士名が入った地積測量図の提出されたものも、違反が疑われる案件として法務局に報告説明している。（福岡会） 他会では、土地家屋調査士が名義貸しをしている事を明らかに確認した事例がないため、法務局との協議はされていない。 C-4 法務局に直接要望する事は可能と考えられる。現在のところ判読が難しいものは、原図及び原本の閲覧にて対応している。

D		所有者不明土地等
1	提案議題	隣接者不明の場合の納税義務者の調査について（佐賀会）
	提案理由	隣接者が土地登記簿や戸籍等で探しても見つからない場合、納税義務者を調査できるよう法務局から働きかけることは出来ないか、各会の意見を聞きたい。
2	提案議題	所有者不明土地・空き家問題への対応について（福岡会）
	提案理由	現在、社会問題になっている所有者不明土地・空き家問題について、各会でどのような取り組みや対応を実施しているか教えていただきたい。
3	提案議題	所有者の探索に関する対応について（大分会）
	提案理由	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が、令和元年 5 月 24 日に交付がされ、表題部所有者不明土地について、所有者の探索に関する制度が令和元年 11 月 22 日に施行された。大分会では、22 名の所有者等探索委員の推薦を行い、探索業務を行っている。大分会では所有者等探索委員の研修会について検討しているものの、実施まで至っておらず各会の所有者の探索に関する対応について教えていただきたい。

取組	福岡会	D-1 個人情報保護法の観点から、納税義務者の情報を確認することは出来ないとした回答を各役所より頂いている。但し、役所によっては、書類を作成し封筒詰めしたものを役所に提出し、郵送代を支払えば、役所が代理で宛先を記載し郵送対応を行っている場合もある。 D-2 九州地区所有者不明土地連絡協議会や福岡県空家対策連絡協議会へ有識者団体として参加している。尚、昨年に福岡県空家対策連絡協議会は解散している。また、各市町村に空家等対策の推進に関する特別措置法第７条に基づく市町村協議会の構成員として対応している。さらに、福岡県建築住宅センターと協定を締結し登記業務についてマッチングをしている。 D-3 現在１４名に所有者等探索委員として活躍を頂いている。しかし、研修等の実施が行っていない。また、所有者等探索委員同士で情報共有をおこなっているが、基本的には聴取調査がメインであり、どのような研修が必要かを法務局と共に検討している。また、所有者探索対象地域は災害等による地域が主となっており、法務局の担当官が、委嘱を行う際に、それぞれの地域の法務局にて所有者等探索委員に対し説明会を開催している。
	佐賀会	D-1 佐賀会からの提案議題 D-2、3 空家等対策については各市町の協議会に担当者を割り当てて協議内に参加している。所有者不明土地についても同様であり、現在、委員により探索業務を行っている。法務局主催で、所有者等探索委員の作業業務説明会が本年度１回開催された。
	長崎会	D-1 現在の長崎県内の市町村においては、納税義務者の調査、通知依頼の協力は厳しく、法務局からの働きかけがあれば、協力できる余地はある市町村は過去に確認している。長崎会においては本件問題に関しては各県会単位で法務局に働きかけるのではなく、日調連の動向を見守りたいとうい見解である。 D-2 所有者不明土地、空き家問題について長崎会においては社会事業部で対応しているが、所有者不明土地に関しては法務局の要請に従い、２２名の表題部所有者不明土地の探索委員を選任しており、所有者不明土地も含めて法務局及び探索委員の動向に注視している現状である。空き家問題においては長崎県内では長崎会と協定を締結している市、事業者団体の一つとして締結している市があり、その他は、各市町村との動向を注視しているだけの状況である。 D-3 長崎会においても所有者不明土地に関しては法務局の要請に従い、２２名の表題部所有者不明土地の探索委員を選任しており、探索業務を行っている。所有者等探索委員の研修会については、業務内容の専門性、独自性を鑑みて、長崎会自体で主催する研修会の検討はしていない。所有者の探索についての対応は、今後の動向を注視したい。
	熊本会	D-1 対向地地権者との立会が、幅員確認のためであることから、対向地地権者の追跡については、市役所から納税義務者に立会について通知を行ってくれる。公共嘱託案件で市土木センターから、法務局に情報提供をお願いしたケースはあるようだ。 D-2 支部会員が熊本市の委員会に土地家屋調査士枠で参加している。 D-3 熊本では探索査員が５名参加している。法務局としても試験的に行っている

	様子で、探索委員も探索内容などについて深く理解できていないようである。また探索の対象地が役所から要望のあった箇所に偏っているようだ。
大分会	D-1 地方法務局で対応できる案件ではないと考えるので、日調連と政治連盟を通してお願いをしていただきたい。 D-2 所有者不明土地については、所有者探索委員の推薦を行い、各委員において事件へ対応してもらっている。空き家問題については、各支部において官公署の求めに応じて協議会への委員の推薦を行い、社会事業部において参加委員についての把握をしている。 D-3 大分会からの提案議題
宮崎会	D-1 過去に全市町村に対し納税義務者へ立会願文書の代理郵送についてアンケートを取ったが、1 村のみ出来るとの回答。しかし近年所有者不明土地問題に各市町村も意識が高くなってきていることから、法務局より働きかけがあれば変わるのかもしれない。これには各会で法務局へ申し入れするより、連合会もしくは九州ブロックで行うことが効果的と考える。 D-2 今年度、県内の一自治体からの申し出をうけ、協定終結に向けて動いているところである。 D-3 宮崎会は 10 名の探索委員が業務を行っている、来年任期が終了するので 法務局と合同の勉強会を開き、探索委員の確保を行いたいと考えている。
鹿児島会	D-1 次回の表示登記実務連絡会にて、法務局の協力を要望する予定である。但し、鹿児島市では筆界特定に伴う調査でも協力を得られていないため、難しいのではないかと考えている。(法律上の開示理由に筆界特定は含まれていないため、開示できないというのが鹿児島市の意見) D-2 市町村より要望があれば、担当者を推薦している。(嘱託協会で対応しているケースもあるようだ) D-3 探索委員の研修、探索委員を育てる為の研修等は特にしておらず、今迄議題にも上った事はない。
沖縄会	D-1 当会では納税義務者の調査を法務局に働きかけはしていないが、出来るようになれば望ましいと思う。 D-2 当会としては空き家問題は何も取り組みしていない。 D-3 所有者不明土地は法務局に所有者探索委員を推薦して業務をおこなっている。所有者等探索委員の研修会等はおこなっていない。
まとめ	D-1 市区町村から納税義務者へ立会願文書の代理郵送をしてもらえる場合もあるが、基本的に、隣接地納税義務者の情報を直接公開してもらう事は不可である。法務局に市区町村への情報公開の働きかけの協力をお願いするにしても、各単位会ではなく日調連を通して行う事が効果的だと考えられる。 D-2 空き家問題については、各市区町村の求めに応じて担当者を割り当て協議会に参加している。長崎会及び大分会では、社会事業部にて対応している。 D-3 福岡会 14 名、大分会 22 名、熊本会 5 名、長崎会 22 名、宮崎会 10 名、沖縄会 10 数名の所有者等探索委員を推薦している。鹿児島会では社会事業部で対応している。佐賀会おいては、それぞれの案件に、所有者等探索委員が司法書士とペアとなって、探索業務を行っている。

		所有者等探索委員の業務について、各単位会で、需要の有無はまちまちで、現在の所、所有者の探索業務は、ほぼ法務局職員が行っている状況ではある。法務局の方から所有者等探索委員に対して、年 1 回程度業務手続きに対する説明会は行われている。

E		筆界特定制度等
1	提案議題	筆界調査員の育成について（福岡会）
	提案理由	昨年度より、筆界調査員の育成として、法務局の公認のもとにインターンシップを実施しているが、各会での筆界調査員の育成としてどのような事を実施しているか教えていただきたい。
2	提案議題	筆界調査員の確保について（福岡会）（大分会）
	提案理由	筆界特定申請が年々増加傾向にあり、筆界調査員の増員の要望がある。福岡会の現在の筆界調査員は、筆界特定制度が施行されてから長期に渡り尽力くださる会員が多く存在しており、任期満了の度に再任の依頼を直接し、渋々受任していただいているのが現状であるが、筆界調査員の推薦人数の確保として各会でどのような取り組みを実施しているか教えていただきたい。 大分会では法務局と協議を行い筆界調査委員の増員を行ったが、各会の対応について教えていただきたい。
3	提案議題	特例申請について（大分会）
	提案理由	土地基方法等の一部を改正する法律が公布され、不動産登記法の改正等にかかる規定が令和２年９月 29 日から施行された。不動産登記法の改正により、従来、土地の所有権登記名義人に限り認められていた筆界特定の申請権限を、一定の要件のもと、地方公共団体に対しても付与することとされた（特例申請）。特例申請の申請情報があれば教えていただきたい。
4	提案議題	筆界特定制度等においての３Ｄスキャナー導入の検討について（佐賀会）
	提案理由	筆界特定制度の調査委員をする際、筆界特定室に７０周年事業で佐賀会が使用した３Ｄスキャナーを導入して頂けたらと考える。利点等の詳細については別紙１「土地境界基本実務Ⅴ」に附記した内容の通り、現地の調査測量が効率的になり、現地をそのままデータ化して検討が可能な最新機器は筆界特定のみならず、ずっと大変苦労をされている地図作成作業の現況測量にも大いに役立つものと考える。各会の意見をお聞かせ願いたい。

取組	福岡会	E-1 福岡会からの提案議題 E-2 筆界調査委員の推薦要望人数は、筆界特定申請の申請数も年々増していることから、増員の方向で依頼があっている。また、法務局より管轄を特定しての増員依頼があっており、支部長等にご協力いただき出来る範囲で対応を行っている。 E-3 現在は情報がない。実際には、運用までたどりついていない状況であり、今年度内の運用は難しいと聞いている。 E-4 ３Ｄスキャナーの利用に対して様々な方法が検討されているが、現在の登記制度に必要とされる情報は２次元であり、３次元のものを２次元に変換し、図面等を作成していると伺っているが、作業の効率化等について、大きなメリットがあるとのことで当日は楽しみにしている。
	佐賀会	E-1 筆界調査員の育成については特に実施していない。 E-2 筆界調査員の推薦人数の確保については各支部に任せている。 E-3 特例申請の申請情報はない。 E-4 佐賀会からの提案議題
	長崎会	E-1 長崎会では筆界調査委員の育成についての独自の研修会や働きかけは直接行っていない。長崎地方法務局主催で、毎年２月頃に新任の筆界調査委員を対象として行う新任筆界委員事務打合せ会（旧新任委員説明会）を行っているが、その際に令和２年の２月には県内で申請された筆界特定の一部を事例研究発表として行っている。 E-2 長崎会では現在そのような取り組みや働きかけは行っていないが、今後、筆界特定の申請件数などの増加が見込まれるようなことがあり、会員からの要望があれば積極的に検討したい。 E-3 本件についての特例申請は長崎県内で１件見積依頼がされているが、具体的な業務依頼、申請の実績は確認できていない。 E-4 筆界特定や地図作成事業に限らず、最新の技術として 3Dスキャナーを土地家屋調査士が携わる測量の一環として導入することには、時代のニーズからも大きな意義があるもと考える。しかしながら、機器等の導入には多大な費用がかかり、導入している事務所及び知識がある事務所も長崎会ではまだ少数であるので、今後は最新の事例、技術、知識を紹介するような研修会の場を設け、長崎会として普及に努めるよう促していきたいと考える。
	熊本会	E-1、2 筆界調査員育成については、数年研修等を行っていない為、法務局筆界特定室の担当者をお招きして、研修を行う予定である。オンラインでの講義、映像媒体として記録の残る講義については難色を示す法務局担当者もいる。インターンシップについて教えて頂きたい。 E-3 熊本では申請例はないようである。情報提供：熊本市で道路寄付申請にともなう分筆登記のため境界確認が必要な場合に一部立会が困難で分筆登記ができない為、熊本市はすでに寄付を受けていることから事実上所有者として、筆界特定申請ができないか法務局と協議したケースがあるようだ。 E-4 作業及びデータ管理の面で必要ではないと考えますが、メリット、データの利活用方法などあれば教えて頂きたい。
	大分会	E-1 法務局主導で、筆界調査委員を集めての研修会を行っている。内容としては、

	法務局からの事務関係についての話と、数名の委員からの事例紹介などである。 E-2 筆界調査委員については、地区ごとに複数名の委員が必要であるため、昨年より支部からの推薦をしてもらう形をとっている。 E-3 大分会からの提案議題 E-4 法務局が３Ｄスキャナーの導入を行った場合に、点群データに対応できる会員についてはメリットがあると思うが、ほとんどの委員が対応できないと思われるため現在の状況だと活用が難しいと考える。
宮崎会	E-1 不定期ではあるが、境界鑑定講座を実施している。 E-2 福岡会と同様、再任の依頼を直接行っている。 E-3 宮崎地方法務局管内では３件申請が出ている。 E-4 ３Ｄスキャナーを活用している会員がおり、支部単位での研修だが講義いただく予定である。
鹿児島会	E-1 年１回程度の法務局主催での研修会以外は特に行っていない。福岡会の取り組みについて参考にさせて頂きたい。 E-2 鹿児島会でも同様の状況が続いている。基本的には支部長推薦で各支部での人数確保をお願いしている。 E-3 公嘱協会に確認したところ、具体的な相談案件が一件あるということであった。 E-4 操作や検証などをしている社員が少ないため、研修なども必要でしょうが効率的であることは理解できる。筆界特定の効率化として導入を求める意見には賛成する。
沖縄会	E-1 当会では筆界調査委員の育成の取り組みはしていない。 E-2 当会では、支部に人数を割り当てしてから支部の推薦で筆界調査委員を出している。 E-3 潰れ地業務で隣接の承諾がもらえない土地を市が契約書を代位原因として筆界特定を申請している案件が１件ある。
まとめ	E-1 新任の筆界調査委員には、法務局主導の研修会の実施がおこなわれている。情報を全て開示しての事例紹介等は、難しい状況である。福岡会のインターンシップによる筆界調査委員の育成には、どの会も興味を示している。 E-2 筆界調査委員は、各支部に人数を割り当てて推薦により出している。引継ぎの面でなかなかうまくいっておらず、再任のお願いをする事が多い。 補足として、筆界特定の性質上、国調完了地区にはなじまないのではないかという意見が出た。 E-3 見積もり依頼、相談、申請はあるみたいだが、情報不足であるため、具体例がでたら、情報交換する事とした。 E-4 現在の状況としては、機器等の導入に多大な費用がかかる。また、大量の点群データの処理に時間がかかる等の問題が残っており、導入までは至らない状況ではある。 業務の効率化の面においては、どの単位会でも前向きに考えており、これからの技術としてとらえている。

F		個人情報保護等
1	提案議題	境界確認確定を行なう際の業務委託土地の隣接地地権者（管理者）に記入いただく筆界確認書、立会証明書の個人情報の取り扱いについて（長崎会）
	提案理由	過年度にもこのような個人情報については議題に上がって協議をされているが、特に委託地測量の際に隣接地の筆界確認書、立会証明書について、委託地の所有権が第三者に移転した場合に筆界確認書、立会証明書の記入事項が新所有者である第三者に漏れる可能性があるが、この点に関しての個人情報の配慮は、各会ではどのようにされているのか現状をお伺いしたい。
2	提案議題	調査士カルテマップについて（熊本会）
	提案理由	会員に周知及び普及させるための各会の取り組みを教えていただきたい。また、調査士カルテマップの利用について、利用者はどの程度の割合で測量情報の登録をされているのかお聞きしたい。周知、普及させるにあたり、測量情報登録の個人情報の取扱いについて、会員にどのように伝えておられるかをお聞きしたい。
3	提案議題	成果品マニュアルについて（熊本会）※成果品は個人情報を伴うため
	提案理由	当会では会員に向けた成果品マニュアルの作成に取り組んでいる。成果品の品質向上に向けた取り組みをしておられるかお聞きしたい。

取組	福岡会	F-1 筆界確認書や立会証明書は、土地の売買等で所有権が移転された際には引き継がれているのが現状である。また、提案の内容については、個人情報保護法に抵触しないと認識している。 F-2 毎月発行している「県会ニュース」にて案内を行っている。また、全体研修会でも説明等を行っている。また、会員の使用割合は不明である。さらに、測量情報の共有についても、会員内での使用のため把握できていない。 カルテマップの研修会をした時、ゼンリンの担当者に聞いたところ、活用として住宅地図をとられている方が多いと聞いている。 福岡会の利用状況としては、９月末時点で９９名の登録を行っている。 F-3 成果品についての取組は行っていない。
	佐賀会	F-1 個人情報の取り扱いについては全体研修会で度々取り上げた経緯があるが、委託地の所有権が第三者に移転した場合は会員個々の判断に任せている。 F-2 調査士カルテマップについても同様であるが、利用者数が少ないと思われるため、測量情報の登録も少なく実績評価に乏しい。 F-3 成果品の品質向上に向けた取り組みは研修会で取り上げたこと以外では特にない。
	長崎会	F-1 長崎会からの提案議題 F-2 長崎会においては過去にゼンリンから講師を派遣していただき、調査士カルテマップの利用者促進を図ることを目的に研修会を行っている。また、調査士カルテマップを利用している会員は確認できているが、その中で測量情報の登録までをされている会員についての確認はとれていない。個人情報の取り扱いについては、本件の測量情報に限らず、土地家屋調査士業務全体においても関連していることから、個人情報の取り扱いについて研修会を検討している。 F-3 長崎会においては会として成果品マニュアルの作成及び品質向上に向けた取り組みは行っていない。熊本会は以前より成果品マニュアル等の取り組みにご尽力されていると聞いているので、可能な限りで情報をいただきたい。
	熊本会	F-1 熊本会で行った寶金敏明金先生の講義を受けて、各会員の事務所にプライバシーポリシーを設置するよう勧めている。プライバシーポリシー熊本会ホームページ内に事務所名を入れるだけにして、ダウンロードできる様にしている。 F-2 熊本会からの提案議題 F-3 熊本会からの提案議題
	大分会	F-1 会員へ特別に指導などは行っておらず、各自の判断に任せている。 F-2 カルテマップについては連合会からのメールを会員へお知らせする形にて対応している。利用状況などについては把握していない。個人情報についての対応は、平成２９年度第三回全体研修会において寶金先生に講義をしてもらっている。 F-3 成果品について研修などは行っていない。
	宮崎会	F-1 会員へは署名押印の際、第三者への提供について説明を行い、確認書に第三者への提供について同意することを付記するよう、指導している。 F-2 研修会を行い、会員に活用促進を呼びかけている程度であり、具体的な活用は個々の会員で行っており、組織的な活用は検討中である。 F-3 マニュアル化はしていない。

	鹿児島会	F-1 研修会などでも指導しているが､あくまで自己責任で対応してもらっている。 F-2 鹿児島会では調査士カルテマップについての紹介は折を見て行っている。測量情報の具体的な登録数などについては調査をしていない。測量情報登録の個人情報の取扱いについては、F-1 と同様に自己責任で対応してもらっている。 F-3 特に統一したものは作成していない｡(嘱託協会では一定の品質確保のためひな形は作成しているようだ）熊本会で作成されているものについてはぜひ参考にさせて頂きたい。
	沖縄会	F-1 当会としては個人情報保護等の研修を行っただけである。 F-2 当会では調査士カルテマップの普及の為の研修会はおこなったが利用している方は少ないと思われる。 F-3 成果品に関する取り組みは行っていない。
	まとめ	F-1 個人情報保護法は、解釈が非常に難しいものであるので、現状は各自の判断で対応してもらっている。具体例として、１立会証明書の隣接者の情報を黒塗りにして提出する。２署名押印の際に、売買等で立会証明書が他者に引き継がれて行く旨を説明し確認をする。３立会証明書に電話番号を記載しない。４個人情報保護法には抵触しないとの認識のもとそのまま提出する。 宮崎会から、過去に業務部より「上記具体例２の取り扱いをしよう」との話が有った旨の報告が有った。 F-2 調査士カルテマップの普及情報についてはまだ少ないだろう。測量情報の登録についてもほとんど利用している方はいないと思われる。実際に利用している方にすれば、調査士カルテマップのその他の機能についてはかなり便利なもので有り、非常に有益なものであるとの意見があった。 会員への周知・普及については､連合会からのメールを通知する方法が主である。追加で日野副会長から、以下３点の報告が有った。１、最終的には調査士カルテマップの情報を共有して一般に有料公開する事が目標である。２、引退された土地家屋調査士の情報資産についても調査士カルテマップに登録がなされていれば、その情報資産についても利用する事が出来るようになる。３、現在の利用者数は 1800 人であり、3000 人を超えると利用料も下がってくる。 F-3 調査士会で、成果品ついての取り組みは行っていない。個々の報酬額が異なる事等の理由が考えられる。新人に対しては、新人研修又は、各支部において個別に成果品を見せる等で対応している。公嘱協会の方ではある程度の成果品をださなければいけないので、公嘱協会に入会されている方は、それを参考にしていると考えられる。

G		その他
1	提案議題	コロナ禍後の業務の在り方について（長崎会）
	提案理由	業務の中で、境界立会、顧客等の打ち合わせ等で何らかの人との接触、やり取りをしなければいけないと考えられるが、各会、会員等でどのようなコロナ等感染防止対策の工夫、取り組みを行われているかお聞きしたい。
2	提案議題	会員への業務に関する情報伝達の対応について（福岡会）
	提案理由	会員への情報伝達として、各会員へのメールや毎月発行している県会ニュースを利用しているが、各会での情報伝達の方法や工夫等を実施しているかお聞きしたい。
3	提案議題	新人開業支援の取り組みについて（熊本会）
	提案理由	新人の方が開業することについて、実務経験がなく開業をためらう方が見受けられる。当会では、開業支援の意味で、調査士事務所にて１か月間の実務体験の取り組みをしているが、他の会ではどのような取り組みをされているのかお聞きしたい。
4	提案議題	事務所訪問について（熊本会）
	提案理由	会則に抵触する会員に対し、事務所訪問するための規定などはあるのかお聞きしたい。また、チェックマニュアルなどがあれば提供していただくことは可能かお聞きしたい。
5	提案議題	オンライン決済の支援について（熊本会）
	提案理由	熊本会では、過去に研修会を行ったが、当会会員はあまり興味がなく普及していないようである。キャッシュレス決済が、調査士業界として普及するような取り組みをしていきたいと考えているが、他の県ではどのような取り組みをされているかお聞きしたい。
6	提案議題	「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」（第６版）又は独自の要領の位置付けについて（沖縄会）
	提案理由	令和３年６月１日から運用開始された「土地家屋調査士業務取扱要領」だけでは実務上、十分とは言えない部分があり、当会では「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」（第６版）を参考資料として捉えているが、その位置付けは明確となっていない。各会の対応策を参考にしたいのでご教授願いたい。
7	提案議題	測量作業を行う際の道路使用許可申請について（長崎会）
	提案理由	今年度、長崎会の支部の一部を管轄する警察署において、公道にて作業を行う場合に公共測量に限らず、主に土地家屋調査士が行う個人の測量についても、公道を使用する場合は道路交通法７７条の適用があるとの事で、道路使用許可を求めていることが会員の情報で判明しました。各会においても測量の際に道路使用許可を申請しているケースがあるかをお聞きしたい。

	福岡会	G-1 国や県の指導についての案内を会員に案内している。また、県会事務局についても同様の内容で対応している。総務部が対応を行っている。 G-2 福岡会からの提案議題 G-3 調査士のインターンシップ対応を行っているが、新規会員の利用割合は少ない。因みに、昨年度は4件の対応を行った。 G-4 綱紀委員会規則及び注意勧告規則がある。総務部が対応しており、チェックマニュアルは存在していない。 G-5 県会としては特段の取組を行っていない。会員が個別に対応を行っている。 G-6 研修の開催を予定している。 G-7 随時、道路使用許可は申請していない。官公庁からの業務委託により作業内容等の指示がある場合は対応している。また、一部の警察署が言っている。さらに、道路使用許可を取っておらず、当会会員も現地で注意をされたケースがある。現実問題として、土木工事等とは異なり一カ所の滞在時間が短く、申請を行うとすれば警察官の事務処理も多忙となり難しいと思われる。他県会が警察署に協議に行い、会として一括使用許可を申し入れしたそうですが、法律的に対応できないと言われたそうである。本来法律的にはすべきことなのだろうが、時間や依頼者負担が多くなることは否めない。さらに、許可が出るまで2週間程かかると聞いている。
	佐賀会	G-1 コロナについては情報をお知らせしてはいるが、各個人に任せている。 G-2 情報伝達についてはメール伝達及び研修会での伝達のみである。 G-3 新人開業支援は問い合わせがあった方には実務体験の支援をしている。 G-4 ケースバイケースで対応している。 G-5 オンライン決済の支援は行っていない。 G-6 「土地家屋調査士業務取扱要領」については近い内に研修会の題材として検討している。 G-7 佐賀会内では土地家屋調査士が行う個人の測量において道路使用許可申請をしているケースはほぼないと思われる。
	長崎会	G-1 長崎会からの提案議題 G-2 長崎会としては業務に関する情報伝達として、随時事務局から電子メールにて配信している。その他に広報部が対応しているが令和元年までは「会報ながさき」という形で各会員に冊子として配布していたが、令和2年からはマンスリーメールとして月に1回電子メールにて会員に配信している。 G-3 長崎会としては新人の方の開業支援についての取り組みについては特に行っておらず、熊本会におかれましては以前より積極的に取り組んでおられると聞いているので、情報等をお伺いして、今後の長崎会の取り組みの参考とさせていただきたい。 G-4 長崎会は、本件のような規定はないことを総務部に確認した。なお、日調連平成30年1月25日付270号の事務所調査マニュアルを使用して、違反が疑われる会員には綱紀委員会が、新入会員には支部が調査している。 G-5 長崎会ではキャッシュレスで決裁を行おうとした会員がいることは確認できているが、その際に決済会社からは土地家屋調査士業務における決裁はできな

取組		いとの報告を受けている事から、長崎会としての普及の取り組みについては積極的に行っていない。他県会の状況を注視して、今後の検討を行いたいと考える。 G-6 長崎会では「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」（第６版）を会則に位置付けていたが、「土地家屋調査士業務取扱要領」の運用開始に伴い、会則より外した。また当会では「土地家屋調査士業務取扱要領」について、現時点では実務上で十分補えると考えている。 G-7 長崎会からの提案議題
	熊本会	G-1 つきなみだが、マスク・手洗い・体温測定をしっかりするようにしている。 G-2 今年度からメールにより、“マンスリーくまもと”を発信し、執行部の活動報告などを行っている。 G-3 熊本会からの提案議題 G-4 熊本会からの提案議題 G-5 熊本会からの提案議題 G-6 今後、要領の細則部分が示される予定との情報があるため、それまでの第６版の位置付けは明確にしていない。 G-7 １４条地図作成事業の際に許可を受けているのみ。その他会員からの情報はない。
	大分会	G-1 連合会からの通知などの周知は行っているが、他は特にない。 G-2 常任理事会の内容を要約したマンスリー大分を HP に掲載している。 G-3 新人の要望があった場合に、近隣の先生の紹介をしている。 G-4 マニュアルなどはない。 G-5 キャッシュレス決済についての状況は把握していない。 G-6 土地家屋調査士業務取扱要領だけの運用となっている。 G-7 一般業務において、測量時の道路使用許可申請をしている事例は把握していない
	宮崎会	G-1 特に行っていない。 G-2 同じくメール及び会報にて行っている。 G-3 特に行っていない。 G-4 事務所訪問の規定やチェックマニュアルはない。 G-5 特に行っていない。 G-6 第６版について各会員が参考資料としてとらえていると考えられるが、会としては位置づけなどは行っていない。 G-7 宮崎会では法務局事業による 14 条地図作成作業のみ道路使用許可を得ている、他はない。
	鹿児島会	G-1 具体的な内容を指示はしていない。厚生労働省の指針に沿って感染防止に努めることと、立会などで立会人に不安を抱かせないような対策はお願いしている。嘱託協会では各地区長よりより具体的な対応指示があったと聞いている。 G-2 メールアドレスが登録されている社員にはメールにて伝達している。それ以外の会員には郵送で対応している。その他の特別な工夫などは特にしていない。 G-3 開業支援については、相談があれば応じるが特に対策をとってはいない。議題と同様の相談があれば、対応して頂ける事務所がないか紹介するようにするが、

		なかなか難しいのが現状である。 G-4 総務部に確認したが、特に規定やチェックマニュアルなどは準備してないとの回答であった。 G-5 特に鹿児島会では取り組みを行っていない。キャッシュレス決済（クレジットカード含）を扱っている会員はいる。 G-6 沖縄会の考え通り、参考資料として考えている。 G-7 研修会などでも、測量士補過去試験問題などを参考に、道路使用許可と占用許可の必要性については説明している。過去、道路上での諍いで問題になった例もあり、そのような状況では強い対応をしないよう指導している。嘱託協会にて１４条作成作業を行う際は申請していると聞き及んでいるが、それ以外では特に聞いていない。
	沖縄会	G-1 当会はメールで注意喚起はしているが具体的には会員に任せている。 G-2 会員への情報伝達はメールのみで行っている。 G-3 当会では、年に１回新人研修として３時間程度の研修を行っている。 G-5 当会はオンライン決済についての取り組みはしていない。 G-7 沖縄県では個人の測量で道路使用許可まで求められたとはきいたことがない。
	まとめ	G-1 各単位会の回答を確認いただく。 G-2 HP と月１回のメールによる会報での伝達が主である。重要事項については研修会の一部で報告している。 G-3 特別に開業支援等はしてない。話が有れば、各支部単位で受け入れ先を紹介している。公嘱協会に依存する部分は大きい。 G-4 各単位会とも総務部が担当している。マニュアルは特にない。宮崎会では、何か問題が有れば会長判断で、実態調査委員会を立ち上げて対応しているが、事務所に直接訪問する事はない。 G-5 各単位会とも特別な取り組みは行っていないが、鹿児島会では鹿児島銀行からお願いされて、オンライン決済を扱っている事務所もあるという情報があった。 G-6「土地家屋調査士業務取扱要領」の下に基準点測量、一筆地測量、報酬についてのマニュアルを新たに作成している。 G-7 各単位会の回答を確認いただく。